

事 務 連 絡
令和元年10月15日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各指定都市・中核市教育委員会
各都道府県知事部局（私学担当） 御中
各都道府県知事部局（認定こども園担当）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和元年台風19号の被災地域に係る教員免許更新制における
円滑な手続等について（事務連絡）

各都道府県教育委員会におかれては、令和元年台風19号に被災した教員及び被災地域において、教員免許更新制の手続が円滑に行われるよう、更新講習修了確認申請等に係る事務の取扱いに当たっては、下記の事項について御留意いただくようお願いいたします。

また、所管の学校（園）及び域内の市町村教育委員会に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 修了確認期限を延期又は有効期間を延長しており、被災したことにより更新講習修了確認申請又は有効期間の更新申請に支障を来している者について

(1) 更新講習を受講・修了済の者

① 更新講習修了確認申請又は有効期間の更新申請

更新講習修了確認又は有効期間の更新は本人からの申請により行うこととされているが、本人が豪雨で被災している等により、修了確認申請期限又は有効期間の更新申請期限までに自ら申請を行うことが困難な場合、学校長（園長）、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、更新講習修了確認申請又は有効期間の更新申請の手続を円滑に行うことが考えられること。

なお、本人の申請の意思を確認することができない場合は、本人が免許状更新講習の受講を修了していることをもって更新講習修了確認を受ける意思があるものと推測されることから、上記のとおり代理申請を行うことも可能であること。

② 修了（履修）証明書の発送遅延等

免許状更新講習を修了し、講習開設者（以下「大学等」という。）において修了（履修）証明書を発行・送付する際に、郵便事情の支障等により受講者本人に届きにくい、

又は時間に制限がある等の場合、本人の依頼・了解に基づいて、免許管理者が大学等と連絡を密に取り合い、メール等による事前の確認により手続を進めた上で、後日正式な修了（履修）証明書を直接取り寄せることなどにより円滑な手続を行うことが考えられること。

③ 被災による修了（履修）証明書の紛失

被災により、申請者が修了（履修）証明書を紛失した場合は、申請者本人又は代理の者が大学等に対して同証明書の再発行を請求することが可能であること。

なお本人の手元に届くことが困難な場合、②と同様に本人の依頼・了解に基づいて、免許管理者が大学等と連絡を密に取り合い、メール等による事前の確認により手続を進めた上で後日直接取り寄せることなどにより円滑な手続を行うことが考えられること。

(2) 更新講習受講予定であったが、受講できなくなった者

現職教員は、「地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっている」場合又は「免許管理者がやむを得ない事由として認める事由がある」場合、申請期限（修了確認期限又は有効期間の満了の日の2か月前）までに申請することにより、修了確認期限及び有効期間を延期・延長することが可能であること。（教育職員免許法施行規則第61条の5、同施行規則附則第7条）

なお、この場合において、本人が自ら申請を行うことが困難な場合、(1)①と同様に、学校長（園長）、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、延期・延長の手続を行うことも可能であること。

また、延期・延長後の修了確認期限又は有効期間の満了の日以後もやむを得ない事由が続くことが見込まれることとなった場合には、更に延期・延長期間の変更を行うことも考えられること。

2. 上記1. 以外の者について

今回の台風で被災していることにより、免許状更新講習を受けることができない時期がある場合や、被災地域以外の地域においても、教育委員会による被災地域への派遣等に伴い免許状更新講習の受講が困難な場合に、「地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっている」場合又は「免許管理者がやむを得ない事由として認める事由がある」場合、必要に応じ、修了確認期限又は有効期間を延期・延長できること。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室
吉田，森田
TEL：03-5253-4111（内線3572）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp